

# 北広島町農業委員会第 16 回総会議事録

事務局 (第 16 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 10 番、13 番にお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出  
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番と関連しますので、番号 2 番についても併せて説明させていただきます。  
(議案説明)

議長 それでは担当の●●委員から、補足説明をお願いします。

2 番 ●●から補足説明をさせていただきます。10 月 12 日に●●委員、●●推進委員とともに現地にて譲受人と面談を行いました。また、譲渡人につきましては、電話での確認を 10 月 10 日に行っております。譲渡人と譲受人は兄弟ということで、譲渡人は農作業を農事組合法人に業務委託されていましたが、法人側から可能なば業務委託を戻したいという話がありまして、今回、譲受人が受けてもいいですよということで譲渡という運びになりました。譲受人は現在、住所が広島市南区になっていますが、実家が町内で、今回の農地の近隣にありまして、週に 2 回ぐらいは帰って農作業をされているので、管理等もできている状態です。そういうことなので譲受人は農機具、技術、労働力等も問題なく、また、販売に関しても独自のルートを持っておられ、個人販売を行っている状態です。「農事組合法人うづつき」との契約についても終了ということで確認ができております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可相当と思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは番号1番、2番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。  
ありませんので質疑を打ち切って、番号1番、2番について採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

15 番 15番の●●が補足説明をします。10月9日に●●委員、●●推進委員ともに現地で確認を行いました。この農地は譲受人の宅地に隣接しており、梅等の果樹栽培を希望されています。譲受人は草刈り機、ミニ耕運機等も所有されており、管理も十分できるものと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。  
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。  
番号3番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。番号3番について申請のとおり許可することに決定いたしました。  
番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9番の●●が補足説明をさせていただきます。去る10月17日に、●●委員、●●推進委員、行政書士の方と一緒に現地で調査を行いました。譲受人のお父さんに立

ち会っていただき、現地を確認しています。現在、譲受人は鈴張の方で耕作をされており、こちらの方でも耕作をするということです。必要な機械は保有されており問題はあります。□□からの移動時間は15～20分くらいで、農作業に従事することに関しても問題ないと思われます。また、現在休耕中の田畑を耕作されることで地域の営農には影響ないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願ひします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号4番について申請のとおり許可してもよいと思われの方は挙手をお願ひいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号5番について、事務局より説明をお願ひします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願ひします。

職務代理 担当の●●から補足説明をさせていただきます。10月14日に●●委員、●●推進委員ともに現地で調査をさせていただきました。現場に伺った時に、譲受人がおられ、申請内容の確認と今後の思いについても確認させていただきました。譲受人は広島市西区に住んでおられますので、移動は1時間近くかかるということでしたが、近くの空き家と一緒に購入されるということで、暖かい時期にはこちらに来て農作業をしたいという意向です。これまで広島市西区で5年くらいの農作業経験があり、面積についても375㎡で大きくなくて、家庭菜園程度でやりたいということです。農業機械も借用、購入も考えておられるようです。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願ひします。

5 番 取り消し願ひが7月17日付で出ているのですが、この取り消しの後に改めて3条で申請されたということでしょうか。

- 事務局 この取り消し願いは、今回の総会の議案審議がすべて終わった後で、再度、皆さんの方に上程させていただきたいと思っています。
- 5 番 取り消し願いの許可が後になるということは、(ひとつの農地について) 同時に異なる許可がされていることになると思いますが、大丈夫なのでしょうか。
- 事務局 農地法上、そのことについては問題ありません。
- 3 番 問題ないという根拠はどこにありますか。以前に取り消し願いがでたのは8月だったと思いますが。
- 事務局 先月以前に出ていると思いますが、今すぐに確認できませんので、後ほど確認して報告させていただければと思います。
- 議長 番号5番については一旦保留で、次にいかせていただきます。番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 16番●●が6番案件について補足説明をさせていただきます。去る10月14日、●●委員、●●推進委員と現地で調査をさせていただきました。譲受人が自宅に不在であったため、携帯電話でお話をさせていただいています。10ページの2798番の田につきましては、以前から譲受人が依頼されて耕作をされているもので、今回、譲受をされるということです。譲受人は認定農業者にもなっておられ、機械、労力等も問題なく、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号6番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。
- 13 番 この2982-1番と2番ですが、現地の写真がありますか。
- 事務局 撮影した時点では、右側が宅地の石垣になりますが、宅地自体を既に取り壊しておられまして、石垣が残っている状態です。道路に面した所で草が刈ってある所が

2982-1 番で、右側の 2982-2 番が畑として残っている所になります。おそらく花き等を栽培というのは、こちらの申請理由になっているものと思われます。

13 番 ここは農地パトロールでも畑だったのですか。

16 番 畑で確認していますが、現地は細長い形状になっていて、雨が降ったら道路から水が入りますし、ここで作物を育てるといのは難しいところです。農道の拡張整備が行われる前は広くて立派な畑だったのですが、現状ではおかしい形状になってきています。

議 長 他にありませんでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号 6 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、農地法 4 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

6 番 6 番●●が補足説明をさせていただきます。現地につきまして 10 月 9 日に●●委員、●●推進委員と確認をしています。内容につきましては事務局の説明のとおりで、隣接する地域の集会所のイベント広場、駐車場として使っているような状況です。この件に関する問い合わせ先になっている〇〇が代理で申請されているのですが、その方にも電話で確認をしております。また、3 名で現地の確認をしている時に、この場所の草刈をしたり、空き家状態となっている家の維持管理をされている

親戚の方とも話をさせていただきました。両方とも道路に囲まれたところですが、それぞれの境界はわからなくなっていますが、適正化を図るということで問題はないと思われま。ご審議の方をよろしくお願ひします。

議 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願ひします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号7番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願ひいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号8番について、事務局より説明をお願ひします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願ひします。

9 番 9番●●が補足説明をさせていただきます。写真をみてもらいますとブロックが築いてあるところのわずかな場所なのですが、摘要欄にある通りで、現地確認は10月19日に●●委員、●●推進員と3名でさせていただきました。余談ですが、行政書士の方に連絡をしたら、なぜもっと早く審査をされないのかと、お怒りの様子でした。地域への影響は全くありませんので、問題はないと考えます。以上です。

議 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願ひします。

3 番 説明で、行政書士の方が「なぜ早くしないのか」と言われたということがありましたが、具体的にはどういう経緯だったのですか。

9 番 状況としては、15日に近所で不幸がありまして、私の代わりに●●推進委員に連絡を取ってもらいました。その時に●●推進委員に、「なぜもっと早くしないのか、私は忙しいのだから、現地の立ち合いなどはしませんよ」と言われたということです。

事 務 局 申請は9月6日であいて、受理しています。その時の連絡先になっていたのが●●さんという方ですが、その方が行政書士さんということです。受付の時には、従来どおり20日付でまとめて受付をさせていただきます、翌月に審議させていただきます

ますということは説明させてもらっています。どうしても急いで欲しいということであれば致し方ないところもありますが。

3 番 ルール通りにやっているので問題はないということですね。

事務局 例えば、9月6日の申請で、9月20日に審議をしてもらいたいと申入れていただいても、それは審議する農業委員の皆さんの事務に支障をきたしますので、受けられないことになります。

6 番 事務処理上は問題ないので、毅然とした態度でやっていけばいいと思います。

事務局 問い合わせがあった時には、そのように事務的な説明をさせていただきます。

議長 他にございますか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。  
番号8番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。  
5条に入る前に、先ほどの3条の番号5番に戻ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほどの5番案件についてですが、●●委員、●●委員が言われるとおり、7月に取り消し願いが出されておりました、8月の総会でご審議いただき、審査が済んでいるものでした。事務局の不手際により、再度提出となってしまったことを心より深くお詫び申し上げます。スムーズな審議に支障きたし、まことに申し訳ありませんでした。

議長 資料の取り消しは回収ですか。

事務局 回収いたします。

議長 それでは3条の5番について審議に入ります。これについて他にご質問がありますでしょうか。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。  
番号5番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年10月21日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

16番 16番の●●が補足説明をさせていただきます。去る、10月14日に●●委員、●●推進委員ともに現地で調査をさせていただきました。現地に行く途中に譲受人、譲渡人がWCSの積込みをされている現場で話を聞きました。19ページにあります。以前に家畜を増頭され、堆肥舎が新設されていまして、これまで一部自家用野菜と牧草を中心に栽培をされてきたほ場です。今回、より良い堆肥を作りたいということで、JAのライスセンターのもみ殻やオガクズ、また近隣の竹林整備から出た材料を使っていくということです。この図面にありますが、下の方へWCSの栽培をしておられますので、大型のマニユアスプレッダーと大型のトラクターを所有されていますが、牛舎から離れたところで賃貸借しておられる格納庫を、今回、こちらに移すことで、経営の効率化を目指すとのこと。譲受人は酪農を営まれる認定農業者で、今後も良質の堆肥を作って資源の地域還元をしていきたいとの思いを持っておられます。また、面積につきましては3,000㎡を超えているということで、県への諮問があるということです。地図に上の水田がありますが、そこは高低差が1メートル以上あり、雨水が流入することがあっても、逆流することはありません。下側は農道があって、その下が水路になりますので問題はありません。以上のことから、許可相当と思われますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 それでは番号9番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

6 番 ちょっと確認をさせていただきます。WCS のロール置き場は屋根があるのかということと、ロールを置いているところが農業用施設に該当するかということについて、どうでしょうか。

16 番 現在、600m離れたところにある WCS のロール置き場は屋根がありません。これから計画されている置き場についても屋根はないと思われます。露地に置くようになるので、虫やイノシシの害が発生するかもしれませんが。

事務局 農地法上、WCS 置き場は農業用施設に該当することが確認できています。

職務代理 申請については意義ありませんが、面積 3,000 m<sup>2</sup>以上での県への諮問ということについて、県へ諮問して連携を取る段階で、条件など言われたことがあれば聞いてみたいのですが。

事務局 県から質問事項はありますが、修正等はなく、こちらから申請した段階で審議して承認いただくといった状況です。

13 番 図面番号 9-2 を見ると、周りはすべて●●さんの名義になっていますが、申請人の名義に切り替えて申請するべきではありませんか。

事務局 登記の方を確認しますと、既に切り替えられています。全て切り替えられているかどうかはわかりませんが、申請に係るものは切り替えられています。

議長 他に何かありますでしょうか。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。番号 9 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 議案第 4 号 農業用施設転用届について

議長 議案第 4 号 農業用施設転用届について 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出

北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9 番●●が補足説明をさせていただきます。去る 10 月 17 日、●●委員、●●推進委員と申請人の●●さん立会いのもと、現地を確認させていただきました。農機具の格納施設ということですが、現在の機械置場は自宅から数百メートル離れたところに借りておられ、田植機、コンバイン、トラクター等を入れておられます。建物が古くなっているため、自宅の近くに機械の置き場を移したいということから、今回の申請になりました。以上ですので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 それでは番号 10 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

3 番 地図でみると、国道の方から予定している整地部分の間は農地のままでおいておくということですか。町道側の進入部分にも空白の所がありますが、どういう計画になりますか。

事務局 申請のとおり出させていたでいますので、間が空いているようになっていますが、町道の進入部分は予定している整地部分は接していて、空いていません。

3 番 町道と田面との高低差はあるのですか。

事務局 図面では高低差はありません。

9 番 国道 433 号から町道に入るところに予定地があります。国道と町道の高低差は 30～40cm あります。町道と田面との高低差はありません。

3 番 再度ですが、国道から整地部分との間はどうなりますか。

9 番 国道の高さと同じくらいにかさあげされる予定です。というのは、以前、水害の時に水が上がったということで、国道と同じくらいにしておかないと、また被害が出るということでそのように考えられています。

3 番 それでは、かさあげの完成後は整地部分と高低差が出るということですね。

9 番 そうなると思います。

3 番 整地部分の雨水は道路に向けて排水されるということですか。

9 番 道路に反対側には側溝があり排水はされるようになります。

議 長 他になにかありませんか。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。  
番号 10 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。

---

## 議案第 5 号 非農地証明現地調査員の現地調査の結果について

議 長 議案第 5 号 非農地証明現地調査員の現地調査の結果について 非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙の申請について非農地証明書を発行するとに承認を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

2 番 2 番●●が補足説明をさせていただきます。12 月 12 日、●●委員、●●推進委員とともに現地を訪れて、調査させていただきました。また、10 月 13 日に申請人と面談を行いました。現地は以前、家庭菜園をしていたことを確認していますが、7、8 年前から耕作を止めておられますので休耕田となっています。農地パトロールでは②と判断してしまして、水路があるのですが水が入らない状態で、水田ではなく畑としての利用になっていました。現地はススキが生えていて、写真では見えにくいのですが畦際に竹も生えており、3～4メートルの間、田の中に浸食しています。また、申請地の下に耕作している所があり、作業委託を受けている人とは話がついているということでした。実際、農地に戻すには竹を掘り返したりする

のに重機を入れる必要があったりして、かなり厳しい状態です。以上のことから、非農地としての審議をよろしくお願いします。

議 長 それでは番号 11 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

4 番 面積が 1,814 m<sup>2</sup>と 1,781 m<sup>2</sup>の二つがありますが、どちらが正しいのですか。

事務局 当初、申請書が 1,814 m<sup>2</sup>とありまして、載せていますが、GIS 及び経営筆別表では 1,781 m<sup>2</sup>で、こちらが正しい面積になります。

3 番 申請人の勘違いですか。他の筆が入っているとかはないですか。

事務局 登記簿の方が平成 18 年 9 月 15 日付で、930-1 番と 930-5 番に分筆されたということで、以前が 1,814 m<sup>2</sup>になっています。930-5 番が分筆されているので、今回申請の 930-1 番は 1,781 m<sup>2</sup>になると思われます。

4 番 930-5 番は、農地台帳には上がっていないということですね。

事務局 930-5 番は、筆別表には記載されていません。申請人の所有としては登録がない状態です。

議 長 私の方からひとつ。●●さんの家族はこちらの方にいらっしゃるのですか。

2 番 家族の方はおられなくて、空き家となっています。お母さんがおられたのですが、施設へ入られて、今回の申請になったと聞いております。

5 番 ここを非農地にされる理由がわからないのですが。何か転用をされようとしているのか、5 条でやるのが面倒だから非農地にされようとしているのか。

2 番 本人に確認したところ、どうしても耕作ができないということと、空き家バンクに登録したいからということです。家に農地があるとたいへんだから、農地を外しておきたいということです。

13 番 非農地証明現地調査員の現地調査の結果とありますが、●●委員は調査員ですか。その調査員が B と認めたから申請が出されたということですか。

2 番 調査員は私の区分ではなく、推進委員の方になります。昨年、推進委員が替わられたので一緒に見に行っています。相談して見っていますが、今回の農地パトロールでは①の区分にしています。

13 番 ではB判定ではないということですね。

2 番 写真などでは現状がよくわからなくて、農地に復帰できるのではと考えられるところもありましたが、現地に行ってみると、竹がかなり入っている状況がありました。それでB判定で見えています。

13 番 以前から非農地証明は、このような書き方になっていますか。調査員が責任をとらなければいけないような感じになっていますが。

2 番 調査員の調査の結果とあるので、推進委員も真剣に見なくてはならないととらえ、現地を見て話し合いをしました。その結果、私はBという判定にしています。

16 番 竹が入っているとすぐ竹林化します。水路もないので水をためることもできませんし。

職務代理 隣の〇〇さんはどこまで耕作をされているのですか。

2 番 下の927-1番は耕作されています。上の931-1番は耕作されていません。931-1番は同じような状況になっています。391-1番と930番の水路は別になっています。927-1番を耕作されている方も、管理は厳しいけど、930番が非農地になるのは仕方がないと理解されているようです。

16 番 上の田の931-1番の扱いはどうなりますか。

事務局 写真で見ると右側が931-1番にあたるのですが、どこが境界なのかわからない状態でした。

議長 例えば、これをきれいに畑として整地したなら、近くの方で誰か耕作してくれる人はいますか。

2 番 確実に言えるのは、誰も作り手がないということです。

議 長 採決してもよろしいでしょうか。それでは採決いたします。番号 11 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。

---

### 議案第 6 号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第 6 号 農用地利用集積計画について、農地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第 6 号について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ないようなので質疑を打ち切って採決いたします。議案第 6 号について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり、決定いたしました。

---

### 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の一部変更について

議 長 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の一部変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、意見聴取があったので意見を求める。令和 6 年 10 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第 7 号について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

事務局 補足事項があります。今回、非農地通知のための除外するもの及び携帯電話の基地局用以外の案件につきましては、全部で4件あります。番号で11番が農業用倉庫のための除外、13番が駐車場設置のための除外、37番が住宅用地にするための除外、44番が太陽光パネル設置のための除外になります。

議長 ご質問、ご意見はありませんか。ないようなので質疑を打ち切って採決いたします。議案第7号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って意見なしと決定いたしました。

事務局 事務局から追加で上程させていただきます。お手元にお配りしています資料で、譲受人●●様、譲渡人●●様及び●●様の取り消し願いが提出されています。これについては先月の農業委員会の総会で3条の許可が下りたものとなっておりますが、付随する空き家について購入を取りやめられたため、農地についても取り消し願いの提出ということになっています。これについてガイドラインに基づき、本日付けで受理することについてご審議をお願いします。

議長 空き家について問題があったということですか。

事務局 詳細についてはわかりませんが、若干、内部が傾いていたようで、当初聞いていたことと違ったことから取りやめられたようです。

議長 この空き家の裏にはほ場があって、これを購入される予定だったのですが、取下げになったということですね。以上、よろしいでしょうか。それでは審議を終わります。